

耐震シェルターと耐震ベッドに補助金を交付します!!

～大切な家族の命を守るために～

市では、地震による建築物の倒壊等から人的被害を防ぐため、耐震シェルターまたは耐震ベッドを購入および設置する費用の一部に補助金を交付します。

問/建築課 内2592～3 ☎463-2585

耐震シェルター・耐震ベッドとは？



地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置で、耐震シェルターは、居住空間の構造用の部材等で1つの部屋を補強し安全な空間を確保するもの、耐震ベッドは、金属性のフレーム等で上部を覆いベッド内の人を保護するものです。

●補助対象

- ・建築確認を取得し、市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の木造の戸建住宅（兼用住宅を含む）
- ・上記の建築物の所有者



●補助金の額

- ・耐震シェルター等の購入および設置する費用に要した額の **50% かつ 限度額40万円**
 - ・障害のある方または65歳以上の方が居住者に含まれる場合は、 **90% かつ 限度額40万円**
- ※障害のある方の対象につきましては、お問い合わせください。



●申請時に必要なもの

- ・耐震シェルター等設置費補助金交付申請書 ・付近見取図
 - ・建築時期が確認できるものの写し【建築確認済証・登記簿謄本など】
 - ・建築物の所有者が確認できるものの写し【納税通知書・登記簿謄本など】
 - ・耐震シェルター等の購入および設置費用等が記載された見積書
 - ・設置場所の写真・障害のある方または65歳以上の方が居住者に含まれる場合は、その適用区分がわかるものの写し【障害者手帳・運転免許証など】
- ※上記以外の書類をご用意いただく場合があります。



●手続きの流れ

- ①上記の書類をご用意いただき、建築課へ申請してください。
※必要に応じ、上記以外の書類をご用意いただく場合があります。
- ②書類審査後、補助金交付予定額決定通知書を郵送します。
- ③耐震シェルター等の設置後、下記の書類をご用意いただき、建築課へ提出してください。
 - ・耐震シェルター等設置完了報告書（第5号様式）
 - ・耐震シェルター等の購入および設置費用が記載された領収書等
 - ・設置状況写真
 - ・耐震シェルター等設置費補助金支払請求書（第6号様式）※必要に応じ、上記以外の書類をご用意いただく場合があります。
- ④書類審査後、現地で設置状況の検査を行い、補助金交付確定額通知書を郵送します。
この通知書が到着後、約1か月でご指定の口座へ振り込みます。

住宅に関する相談会

（埼玉県建築士事務所協会 県南支部）では、耐震に関する相談や、お住まいに関するさまざまな相談を受け付けています。

建築士などの専門家が親切・丁寧にお答えしますので、お気軽にご来場ください。

日時/毎月第4金曜日
午後2時～4時
（祝日を除く）

会場/産業文化センター
費用/無料

問/（埼玉県建築士事務所協会 県南支部）事務局
☎461-4507

※「既存建築物耐震改修補助金交付要綱」による補助金との併用はできません。
※建築確認と現況が異なる場合は、対象とならない場合があります。
※補助の対象となる耐震シェルター等につきましては、お問い合わせください。